

実質化された人・農地プラン

※朱書き個所は意見書等により修正したもの

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	川越地区鹿賀集落	令和3年3月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	11.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.1ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.9ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和元年度に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=11)(以下、アンケートという。)」によれば、75歳以上は、全体の46%に上る。
また、当集落では、75才以上の農業者で後継者未定の耕作面積より、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が多い状況であり、担い手への農地集積・集約化等が課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

鹿賀集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担う他、地区内の耕作者の有志が営農組織の立ち上げを検討しており、その組織化に向けて、当該集落及び行政が連携して取り組む。

遊休化した農地の解消や担い手の農地の効率的な利用に向けて、当該集落、農業委員会及び行政が連携して取り組む。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>■人材確保の取組方針 アンケート調査によれば、46%の割合で、集落外から人材を確保する必要があると回答する一方で、わからないの回答割合が45%あった。 集落外から入り作る既存の農業法人との連携強化と地区内からの人材確保が必要となっている。</p>
<p>■基盤整備の取組方針 アンケート調査によれば、37%の割合で、ほ場整備等の基盤整備は必要と回答している。 当集落内の排水路について、土砂の埋そく個所があり、その効用回復が必要な個所がある。 開水路上部の橋が狭く、資材や大型機械の運搬に支障が生じており、営農を阻害している。このため、橋の拡幅などその対策が必要である。</p>
<p>■新規・特産化作物の取組方針 アンケート調査によれば、水稻または野菜等について、個人農家は、縮小、または現状維持の回答が大半を占めている。 一方で、当集落では、担い手法人が、桑、きくいも、にんにく、かぼちゃや白菜などを意欲的に栽培している。</p>
<p>■鳥獣被害防止対策の取組方針 アンケート調査によれば、「鳥獣を寄せ付けない環境づくり」が最も回答数が多く、「集落全体に防護柵を設置」「耕作放棄地の解消」と続く。 当集落では、集落を一体的に囲う防護柵を設置しているが、柵を飛び越えて獣が侵入するケースが散見され、柵の効果が発揮するよう、柵の設置位置の改善や柵の高さを嵩上げするなどの対策が必要である。</p>
<p>■集落の農業の発展に向けた取組方針 アンケート調査によれば、「UIターン者や新規就農者等の担い手を取り込み、その担い手を集落が支える」が28%、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」「近隣の担い手と協力し、集落の農地を守っていく」がそれぞれ18%と回答し、担い手と連携を取りながら、集落の農地を守っていく方向が全体の64%となっている。 当集落は、既存の担い手や新規で組織する営農組織による農地保全に期待を寄せており、担い手への農地の集約化と効率的な営農環境の創出が課題となっている。</p>
<p>■その他の取組方針 内水による農地冠水やパイピング現象の発生等で、水害の影響を強く受ける当集落において、良好な営農環境を実現するためには、堤防の整備が喫緊の課題となっている。 当集落の農地保全のあり方については、全面的な保全は将来的には厳しく、現在耕作している農地を中心に保全していく。また、その保全にあたっては、省力化・省人化を図る機械(自走式草刈機等)の導入が必要であり、その機械の調達・活用方法を集落・行政が連携し検討していく。 また、三江線廃止により、廃線跡地から雑草が繁茂し、耕作に支障が生じている。このため、廃線跡地の適切な管理について、JR、行政に対し要望していく。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向 (概ね5年後)※聞き取りによる		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	2経営体		3.9 ha		4.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。